地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日 内閣府政策統括官 (原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

〇平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- ○協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 〇協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 〇各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 〇作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 〇協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統 括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 〇協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その 議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 〇効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会 の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- ○平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年 以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を 行う。
 - (1)協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2)協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策 指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、協議会における確認結果 を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。
- (3)協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4)協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等 を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共 機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関 係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの 改善等について、フォローアップを行う。
- (5)(3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関(IAEA)のガイダンスを参照して行う。

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

[※]必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)付
	危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官(防災担当)
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官(警備救難部担当)
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事(※)

- ※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職 にある者とする。
- ※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することが できる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)の担当者
- 道府県の担当者 (課長級以上) ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁(中央及び地方 支分部局等)の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
- 関係機関(原子力研究開発機構(JAEA)、放射線医学総合研究所等)
 - ※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。
 - ※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加 することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者 が代表する。

ワーキングチームの活動報告 (2)

平成27年4月3日

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付

- I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等
 - 1. 緊急時対応の確認項目
- Ⅱ. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項
 - 1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項
 - (1)避難行動要支援者の対応
 - (2) 避難先の選定、輸送能力確保の考え方
 - 2. 平成26年度原子力総合防災訓練において作成した資料等

<別紙部分省略>

Ⅲ. 各ワーキングチームの活動状況

I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

1. 緊急時対応の確認項目

川内地域ワーキングチームでは、地域防災計画・避難計画を含む地域の緊急時対応をとりまとめ、関係省庁、県及び関係市町が出席する川内ワーキングチーム特別会合においてこれを確認した。そして、9月12日開催の原子力防災会議において、内閣府からこの確認結果を報告し、了承された。

今後、他の地域についても同様の取組を順次実施するが、その際、各地域原子力防災協議会¹で行う確認については、川内地域の緊急時対応の確認項目に準じて実施する。項目及び確認の視点については、別紙1のとおり。

Ⅱ. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項

|(1)避難行動要支援者の対応|

PAZ圏内の避難行動要支援者は施設敷地緊急事態で即時避難を行い、UPZ圏内の避難行動要支援者はOIL2等の基準により一時移転等をすることが原子力災害対策指針で定められている。

避難行動要支援者のPAZ圏内での避難及びUPZ圏内での一時移転等に当たっては、避難行動要支援者の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となる。川内地域では医療機関や社会福祉施設の入院患者・入所者、在宅の避難行動要支援者、学校・保育園の児童等のPAZ圏内での避難及びUPZ圏内での一時移転等への備えとして、以下のような取組を行っている。

① 医療機関・社会福祉施設の避難行動要支援者

PAZ圏内の医療機関・社会福祉施設では、即時避難の実施に備え施設ごとに 避難先を設定した避難計画を作成するとともに、「避難可能な者」と「無理に避 難すると健康リスクが高まる者」を調査し、避難可能な者については、避難に必 要な輸送能力(車両の種類²・台数)の把握と確保を行った。一方、無理に避難

^{1:}平成27年3月20日に、地域ワーキングチームを地域原子力防災協議会に改称

^{2:}バス、福祉車両(ストレッチャー仕様)、福祉車両(車椅子仕様)等

すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退 避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

UPZ圏内のうち、5~10キロ圏内の施設については、施設ごとに避難先を設定した避難計画を策定し、10キロ以遠の施設についても、緊急時において避難先の迅速な調整を可能とするために、鹿児島県が整備した「原子力防災・避難施設等調整システム(詳細は、(2)を参照)」により、緊急時に鹿児島県が避難先を調整する計画とした。

② 在宅の避難行動要支援者

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を戸別訪問により調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力の把握と確保を行った。また、避難先施設については、UPZ圏外(鹿児島市内)とし、一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき 実施されている避難行動要支援者名簿の調査結果を活用した。一般の避難先施 設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する 計画とした。また、関係9市町においては、3月末までに、避難支援計画の作成 を概ね終えたところである。

③ 学校・保育所の児童等

PAZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で避難準備・児童等の保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で職員と共に、学校が所在する地区の住民の避難先に避難の上、避難先で保護者への引き渡しを行う計画とした。

UPZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で校舎内での屋内退避を実施し、一時移転等が指示された場合、児童等と職員が共に、学校が所在する地区の住民の避難先に一時移転等の上、避難先で保護者へ引き渡しを行う計画とした。

|(2)避難先の選定、輸送能力の確保の考え方

① 避難先の選定

避難先の選定について、鹿児島県では、緊急時の避難先の被害状況や空間放射 線量率の状況等に応じて、各市町避難計画で設定している避難先が使用できな くなった場合の代替の避難先や、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設の受入先を迅速に調整するために「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備した。 (図1参照)

当該システムには、各市町避難計画で設定している避難元・避難先データに加えて、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設のデータ、当該システムに登録することについて承諾を得た30キロ以遠の鹿児島県本土内に所在する医療機関及び社会福祉施設のデータが登録されている。

当該システムの登録データは、以下のとおり。

- 〇 市町村避難計画データ 避難元のデータとして、自治会等単位の人口・世帯数、集合場所の名称、 所在地、原子力発電所からの距離・方角 避難先のデータとして、避難所の収容人数、所在地、原子力発電所からの 距離・方角
- 医療機関・社会福祉施設のデータ 避難元・避難先のデータとして、病床数(入所定員)、所在地、原子力発電 所からの距離・方角

鹿児島県災害対策本部では、UPZ圏内で一時移転等の防護措置が必要になった場合は、当該システムを活用し、各市町避難計画で設定している避難先が使用できない場合の代替の避難先や医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する。

また、鹿児島県においては、病院等の連絡責任者や不在時の代理者を確認するなど、避難先の連絡等が確実に行える体制を構築している。

なお、鹿児島県・関係市町本部において受入先・移動手段が確保困難な場合は、 国が受入先・移動手段確保を支援する。

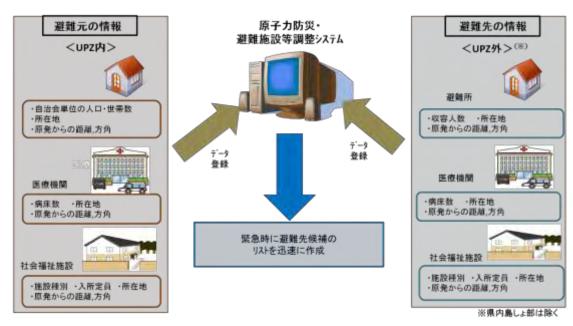


図1 原子力防災・避難施設等調整システム概要

② 輸送能力の確保

PAZ圏内では、全面緊急事態になった場合の避難開始に備え、あらかじめ必要となる輸送能力を把握・確保する。また、UPZ圏内では、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時20 μ SV以上の区域を特定し、1週間以内に一時移転を実施することから、一時移転に備えた車両の確保を行っている。

PAZ圏内では自家用車で避難をすることができない住民を戸別訪問により調査し、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両、電気事業者が整備する車両により、現地において必要となる輸送能力の確保を図ることを確認した。

UPZ圏内では、①関係市町が輸送手段を調達、②関係市町の輸送手段では不足する場合、関係市町からの依頼に基づき、鹿児島県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達、③鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達、④鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により輸送能力を確保することとした。また、鹿児島県では、避難手段の確保・充実のため、現在、バス会社と協定締結に向けて協議中である。

2. 平成26年度原子力総合防災訓練において作成した資料等

平成26年度の原子力総合防災訓練を、北陸電力株式会志賀原子力発電所を対象に実施した。オフサイトの住民防護に係る訓練では、複合災害時の対応、PAZ圏の全面緊急事態発生に基づく住民避難、UPZ圏のOIL2に基づく住民の一時移転に関して訓練を実施した。

本訓練において会議等の資料等として作成された資料等(別紙 2-1~2-8)を、参考として共有する。なお、これらは、あくまで本訓練に関し作成されたものであり、実際の原子力災害や他の地域での防災訓練時には、異なる内容の資料や指示が作成される場合もあることに留意すること。

(参考1)訓練における会議等と資料等

能登半島地震非常災害対策	複合災害時の災害応急対策に関する基本方		
本部・原子力規制委員会・内	針 (別紙 2-1)		
閣府原子力事故合同対策本			
部			
原子力緊急事態宣言	指示文 (別紙 2-2)		
	公示文 (別紙 2-3)		
第1回原子力災害対策本部	石川県・富山県の地域防災計画の概要(別紙		
	2–4)		
第2回原子力災害対策本部	指示文 (別紙 2-5)		
	公示文 (別紙 2-6)		
	一時移転の実施方針(別紙 2-7)		

(参考2) その他資料等

·志賀原子力発電所周辺地図(別紙 2-8)

Ⅲ. 各ワーキングチームの活動状況各ワーキングチームの活動状況については、別紙3のとおり。

緊急時対応の基本確認項目

平成 27 年 4 月

大項目	小項目	主な確認の視点
	原子力災害重点区域の概要	-
A. 地域の概要	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	PAZ圏の昼間流入人口(就労者 等)の状況	_
	国、道府県及び関係市町村の対応 体制	・国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	・国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護 対策・電源対策	・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
B. 緊急事態対応体 制	連絡体制の確保	・通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話 等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段 が複数整備されていること。
	国の広報体制	・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝 達手段が複数整備されていること。
	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	・住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。・住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点	
	市町村における初動対応	・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 ・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。	
	住民への情報伝達体制	・PAZ圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 ・現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。	
C. PAZ圏内の施 設敷地緊急事態にお	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。	
ける対応	放射線防護対策施設の運用方法	・避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収 容するための運用方法が示されていること。	
	必要となる輸送能力の見積	 「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要 避難者の状況に応じた車両(バス、福祉車両(ストレッチャー対応、車い す対応)等)の見積が示されていること。 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の 支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されている こと。 	
	輸送能力の確保	・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。	

大項目	小項目	主な確認の視点
	PAZ圏内の住民の対応	・全面緊急事態におけるPAZ圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路 等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・住民の避難経路は複数設定されていること。 ・自家用車で避難できない住民等の避難に必要となる輸送能力が確保されて いること。 ・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。
	PAZ圏内の住民への対応策	・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
D. PAZ圏内の全 面緊急事態における	PAZ圏内の観光客及び民間企業 の従業員の対応策	・観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されて いること。
対応	必要となる輸送能力の見積	「PAZ圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。「PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。
	輸送能力の確保	・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。
	避難を円滑に行うための対応策	・避難を円滑に行うにための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工 夫が示されていること。
	自然災害等により避難先が被災し た場合の対応	・自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対 応策が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不 能になった場合の対応	・自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策(応急復旧策 等)が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
	一時移転等に備えた関係者の対応	・OILに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・OILに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。
E. UPZ圏内に	避難行動要支援者への対応策	・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
おける対応	UPZ圏内の住民への対応策	・対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	輸送能力の確保	・一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。
	他の地方公共団体からの応援計画	・原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示され ていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
	防護措置に備えた放射線防護資機 材の備蓄・供給・支援体制	・放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 ・放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 ・関係団体からの支援体制が示されていること。
F. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	避難等に備えた物資の備蓄・供給 体制	・屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策(流通備蓄等)・供給体制等が示されていること。 ・PAZ圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。
	物資集積拠点・一時集結拠点	・物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。
	国による物資・燃料の供給体制	・国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。
G. 緊急時モニタ	緊急時モニタリング体制	 ・国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 ・緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 ・緊急時モニタリング地点が示されていること。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。
リングの実施体制	緊急時モニタリング実施計画	・緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。
	一時移転等の実施単位	・OILに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点 と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示 されていること。
	緊急時モニタリング動員計画	・緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 緊急被ばく医	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	・PAZ圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。・UPZ圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。
療の実施体制 	避難退域時検査・除染の対応	・避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。
	緊急被ばく医療体制	・被ばく医療体制が示されていること。
	実動組織の広域支援体制	・実動組織による広域支援体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態からの現地実動 組織の体制	・施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。
I. 国の実動組織 の支援体制	自然災害等により道路等が通行不 能になった場合の対応	・自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 ・空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。
	自然災害等の複合災害で想定され る実動組織の活動	-

各ワーキングチームの活動状況

※平成 26 年 2 月以降の活動状況

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
泊	◎暴風雪時における防護措置の考え方について検討。(訓練実施結果を踏まえ、具体の対応策の検討に着手)◎緊急被ばく医療活動に係る手順内容等について検討課題を抽出	◎避難計画の策定状況・平成 25 年度中に対象全町村策定済	◎道主催の原子力防災訓練を実施 (平成 26 年 10 月 24 日)◎道主催の原子力防災訓練(冬期・ 暴風雪)を実施(平成 27 年 2 月 6 日)	
東通	◎青森県原子力災害避難対策検討 会の検討内容から検討課題を抽出	◎避難計画の策定状況・平成 26 年 4 月までに:対象5市町村(東通村、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、むつ市)策定	◎県主催の原子力防災訓練を実施 (平成 26 年 11 月 8 日)	
女川	◎宮城県内の関係市町における避難計画策定上の課題に係る情報共有及び策定支援 ◎宮城県内の関係市町における避難計画の充実化を支援するため、地元防災専門官による勉強会を実施 ◎複合災害時、孤立可能性のあるUPZ圏内地域における避難計画作成支援	◎避難計画の策定状況・平成26年12月1日に宮城県において、「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」を策定・ガイドラインに基づき各市町において避難計画の策定を開始	◎県主催の原子力防災訓練を実施 (平成 27 年 1 月 27 日)	
福島		◎避難計画の策定状況・平成 26 年 4 月 30 日に福島県において「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」を公表	◎県主催の原子力防災訓練を実施 (平成 26 年 11 月 20 日:通信連絡 訓練・本部運営訓練、11 月 22 日: 住民避難訓練)	◎原子力規制委員会が、3月4日、 特定原子力施設(東京電力福島第 一原発)の緊急事態区分及びEAL に係る原子力災害対策指針の改定 案を作成・公表。現在、パブリックコ メント中

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
東海第二	◎茨城県広域避難計画の策定支援◎避難者の受け入れに関する周辺 5 県への調査依頼に着手(平成 26 年 9 月 26 日)◎周辺 5 県の調査に係る前提条件の検討	◎避難計画の策定状況・平成 27 年 3 月 24 日「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」策定	◎県主催の原子力防災訓練(災害 対策本部事務局参集及び図上訓練)を実施(平成 27 年 3 月 11 日)	
柏崎刈羽		 ◎避難計画の策定状況 ・平成 26 年 3 月:新潟県「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」(平成 26 年 3 月)策定 ・平成 26 年 7 月:柏崎市・平成 26 年 10 月:刈羽村 	◎新潟県が主催する防災訓練に、 内閣府防災、内閣府原子力防災 も参加し、複合災害を想定した訓練を実施(平成 26 年 11 月 11 日、西村内閣府副大臣(防災)参加)	
志賀	◎避難時における輸送力確保のための対応について検討◎避難行動要支援者の対応について検討	 ◎避難計画の策定状況 ・平成 26 年 3 月 25 日 : 志賀町 ・平成 26 年 3 月 31 日 : 七尾市 ・平成 26 年 4 月 28 日 : 輪島市 ・平成 26 年 3 月 31 日 : 羽咋市 ・平成 25 年 3 月 25 日 : かほく市 ・平成 25 年 3 月 25 日 : 宝達志水町 ・平成 26 年 5 月 29 日 : 中能登町 ・平成 26 年 3 月 20 日 : 穴水町 ・平成 26 年 10 月 28 日 : 氷見市 	◎平成 26 年度原子力総合防災訓練を実施(平成 26 年 11 月 2、3 日)	

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
福井	 ◎避難退域時検査場所の選定、避難 手段の確保(バス等)等、避難行動 要支援者等の避難等に係る府県を 越えた調整 ◎避難に係る渋滞対策など諸課題解 決に向けて部会を開催 	 ◎避難計画の策定状況 ・平成 26 年度までに対象全市町避難計画策定済 ・平成 26 年 2 月 10 日:岐阜県「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」策定 ・平成 26 年 3 月 27 日:関西広域連合「原子力災害に係る広域避難がかうイン」策定 ・平成 26 年 3 月 28 日:滋賀県「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」策定 ・平成 26 年 8 月 26 日:福井県「広域避難計画要綱」改定 ・平成 27 年 2 月 27 日:京都府「原子力災害に係る広域避難要領」策定 	②各府県主催の原子力防災訓練を実施 ・福井県:平成 26 年 8 月 31 日(井上内閣府副大臣(原子力防災)参加) ・滋賀県:平成 26 年 8 月 31 日(図上訓練)、平成 26 年 11 月 16 日(実動訓練) ・京都府:平成 26 年 8 月 31 日(情報通信訓練)、平成 26 年 11 月 24 日(原子力総合防災訓練)、平成 27 年 1 月 25 日(避難手順・経路等確認訓練) ・岐阜県:平成 26 年 11 月 30 日(図上訓練、実動訓練)	◎更なる具体的な検討のため、原発 所在地域毎の分科会を設置
浜岡	 ◎広域避難計画の策定を支援 ◎浜岡地域ワーキングチームの検討における避難施設受入可能数の概数調査を実施(平成26年5月26日) ◎広域避難先として想定する周辺12都県との協議において抽出された課題の改善点を検討 ◎避難退域時検査実施場所確保に係る他地域の取り組み状況の情報共有及び検討支援 		◎県、関係 11 市町主催、内閣府などの協力で、大規模地震との複合災害を想定した原子力防災訓練を実施(平成 27 年 1 月 16 日:本部図上訓練、2 月 6 日:実動訓練)	

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
島根	 ◎避難先における避難者の受入、避難行動要支援者の支援のあり方を検討 ◎避難退域時検査要員の確保策を検討 ◎平成 26 年度島根県・鳥取県主催の原子力防災訓練の結果を踏まえ計画の改善点を検討 ◎避難行動要支援者の実態調査の検討 ◎避難先自治体の受入方法等を検討 	 ◎避難計画の策定状況 ・平成25年度中に対象全市策定済平成24年11月:島根県平成25年2月:雲南市平成25年3月:安来市平成25年3月:烏取県平成25年3月:米子市、境港市平成25年3月:松江市、出雲市◎医療機関、社会福祉施設等の避難計画を作成中 	◎島根県・鳥取県主催の原子力防災訓練を実施(平成 26 年 10 月 18 日)◎鳥取県主催の原子力防災図上訓練を実施(平成 27 年 1 月 26 日)	
伊方	◎避難退域時検査要員の確保策を 検討◎平成 26 年度の愛媛県主催原子力 防災訓練の結果を踏まえた、計画 の改善を検討◎避難行動要支援者の避難方法を 検討	◎避難計画の策定状況・平成 25 年 6 月 : 愛媛県「広域避難計画」策定 平成 26 年 2 月 修正・平成 25 年度中に重点区域の全 8 市町の避難行動計画策定済	◎県主催の原子力防災訓練を実施 (平成 26 年 10 月 21 日)	

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
玄海	◎県域をまたぐ広域避難について検討○離島避難に関し、船舶の確保策等について検討	 ◎避難計画の策定状況 ○対象全市町策定済 ・佐賀県:平成23年8月 ・長崎県:平成24年6月 ・福岡県:平成24年12月 ○福岡県は原子力災害広域避難基本計画を策定(平成24年9月) 	◎佐賀県、長崎県、福岡県の3県が連携し、原子力防災訓練を実施(平成27年1月24日:実働訓練)◎オフサイトセンター機能別図上訓練を実施(平成27年3月20日)	◎内閣府と佐賀県が、バス運転手等 向けの研修を、他地域に先駆けて 実施(平成 27 年 3 月 10 日)
川内	◎「川内地域の緊急時対応」をとりまとめ◎避難時における輸送力確保のための、鹿児島県と地元バス事業者の協力協定締結支援◎避難所運営方法を検討	◎「川内地域の緊急時対応」をとりまとめ、9月12日の原子力防災会議に報告・了承	◎「川内地域の緊急時対応」に基づ く、防災訓練を企画中	

平成27年4月6日現在

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	0	平成26年12月1日、宮城県が「避難計画 [原子力災害] 作成 ガイドライン」を策定。
柏崎刈羽地域	9	9	2	平成26年10月30日、刈羽村が「原子力災害避難するための 行動指針と避難計画」を策定。
東海地域	14	13	0	
浜岡地域	11	11	0	
志賀地域	9	9	9	平成26年10月28日「氷見市住民避難計画」を策定
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12地域計	122	121	83	

福島地域	13	6	I <	平成26年4月、福島県が「暫定重点区域における福島原子力 災害広域避難計画」を策定。
------	----	---	-----	---

注)福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

高線量下、避難指示区域の業務に関する労働関係法令について

一体となって運用すべきもの

《労働安全衛生法》

●目的

①職場における労働者の安全と健康の確保 (労働災害の防止など)

②快適な職場環境の形成の促進

《労働基準法》

賃金

安全衛生

労働時間

●最低基準の確保が重点

労働者の危険又は ---- 健康障害を防止するための措置

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

- 2 事業者の講ずべき健康障害防止措置と作業場の環境整備(第22条、23条)
- ① 健康障害の種別ごとからみて講ずべき措置内容 → 第22条
- ② 建設物その他の作業環境からみて必要な措置 → 第23条
- 4 危険作業場等からの退避命令等(第25条)

労働災害発生の急迫した危険が生じた場合に、事業者は、作業中止、労働者の退避等必要な措置をこうするべきことをさだめている。

具体的な内容は、厚生労働省令で規定

安衛則、電離則、高圧則、・・・等

(経営する事業者の)労働者が電 離放射線を受けることをできるだ け少なくするように努めるために 必要な事項が定められている。

(退避等)

事業者は、労働災害発生の急迫した危険 があるときは、直ちに作業を中止し、労働 者を安全な場所に退避させなければなら ない。

※その他、土木工事等における措置あり

参考文献: 労働安全衛生法の詳解 改定3版 一労働安全衛生法の逐条解説 一 労働調査会

4

労働安全衛生法について

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

2 事業者の講ずべき健康障害防止措置と作業場の環境整備(第22、23条)

(健康障害の種別ごとから見て講ずべき措置内容 → 第22条) (建設物その他の作業環境からみて必要な措置 → 第23条)

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2号 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

(逐条解説)2号は、電離放射線による皮膚、血液などに与える放射線障害、(略)を例示的に掲げている。本号に列挙されている健康障害と類似の労働者に及ぼす健康障害についてもすべて法第22条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれ、例えば、赤外線、(略)による健康障害もこれに該当する。

これらについては、安衛則、電離則及び高圧則において定められている。

第27条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び 前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

4 危険作業場等からの退避命令等

第25条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

〈安衛則〉(退避等)

第274条の2 事業者は、化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による 労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させな ければならない。

参考文献: 労働安全衛生法の詳解 改定3版 一労働安全衛生法の逐条解説 一 労働調査会

高線量下等での対応について

PAZの避難者を搬送するために バス運転員はPAZ内指定場所に向え! 30km 2 積算線量1mSvまでは、 安全とされているの? 5km 3 個人線量計が 何mSvになったら、 どうしたらよいか? 凡例 PAZ UPZ

4

高線量下 及び 高線量下となるおそれのある状況下 において、

- ①民間事業者(バス事業者・復旧業務従事者・物資 輸送者等)、
- ②自治体職員(放射線量測定者等)、
- ③その他防災業務従事者 が、

災害対応を行うための法制度や責任・賠償等に関する 問題意識と現状認識

- 1 上記①~③は、高線量下、高線量下となるおそれのあ る状況下(避難指示区域、屋内退避指示区域)に、災害 対応(避難住民の搬送、放射線量の測定、救助活動な ど)を行うよう、職員等に指示をすることは法的に可能か?
- 2 1mSvまで活動可能とする法的な根拠は? 「安全」でない環境での活動はできない。
- 3 1mSvの被ばく管理の方法は?

1 mSvを超えないための被ばく管理は、誰の責任に おいて、どのように行うべきか定めないと実際に活動 できない。

線量限度に関する現状認識(法制度等について)

<区域指定なし>

〇 一般公衆

事業所等の境界の外: 1mSv/年を超えない(※)

※ 原子炉等規制法、障害防止法等で事業所に求める規制値

●逆説的に、1mSvまでなら安全と言っている(?) →「安全」ならば、一定の機関から活動・協力いただける

○ 民間企業の従業員(住民等の搬送等を支援)

特に定めがなく、1 mSvを目安

※ 原子力防災会議連絡会(H25.10)が提示

●管理区域外の規定がないため、民間事業者が管理区域外での業務を命令しても違法とは言えない。

したがって、民間事業者を拘束する規定がない以上、監督機関として民間事業者を処分することはできない。

被ばくと健康被害の因果関係の証明は難しいと思うが、事業者は結果に対し賠償等の責任を負う。

現在の制度は、放射線を計測し、区域を指定して、そこでの労働に対して規制をかけるというやり方。

あらかじめ応急対応を想定した労働法制はない。

(H26.10.14 新潟労働局に相談した結果)

○ 防災業務従事者

特に定めなし

※ 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とする (原子力災害対策指針 第3(5)⑦)

【地域防災計画】

被ばく管理は、防災関係機関ごとに被ばく管理責任者を定め、各機関独自に行うが、困難な場合は、県は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。

C